

○厚生労働省令第五十五号

生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年政令第八十七号）第八条の規定に基づき、生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

（生活保護法施行規則の一部改正）
第一条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のよう改正する。

	改	正	後
	（指定医療機関の指定の申請）		
第十一条	法第四十九条の二第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項（第六項の規定により申請を行う場合にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。		
一	（略）		
二	病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名		
三	（略）		
四	法第四十九条の二第二項第二号から第九号まで（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する旨（以下「誓約事項」という。）		
五	（略）		
2	法第四十九条の二第四項において準用する同条第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）第四条各号に掲げるもの（以下「指定訪問看護事業者等」という。）を含む。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項（第六項の規定により申請を行う場合にあつては、第七号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等）に提出しなければならない。		
三	（略）		
四	法第四十九条の二第二項第二号から第九号まで（法第四十九条の二第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）		
五	（略）		
2	法第四十九条の二第四項において準用する同条第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）第四条各号に掲げるものを含む。第一号及び次項を除き、以下この条において同じ。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等）（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地。第		
三	病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その開設者の氏名		
四	指定訪問看護事業者等にあつては、その開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称		
五	病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その管理者の氏名		
六	指定訪問看護事業者等にあつては、その管理者の氏名、生年月日及び住所		
一・二	（略）		
三	病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称		
四	（新設）		
四	病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所		
一・二	（略）		
三	病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称		
四	（新設）		

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）